

裏面もあります

農地中間管理事業による農地貸借事前申出書 (借りる人が法人の場合)

令和7年5月20日提出

(宛先) 今治市農業委員会

整理番号

貸す人 (所有者、貸付者)	ふりがな	いまばい たろう		
	氏名	今治 太郎		
	住所	〒 794-8511	今治市別宮町1丁目4番地1	
	生年月日	昭和41年 1月 1日	連絡が取れる電話番号	090-0000-0000

必ず連絡可能な電話番号を記入してください。

※農地の権原者が複数人いる場合(共有名義人等)は、代表者を定めて、その代表者を上の欄に記入し、関係権原者(代表者以外)の「委任状」を提出してください。
 ※農地が未相続(登記名義人が故人)の場合は、法定相続人の中から代表者を決めて「相続人代表者届出書」と代表者以外の法定相続人からの「委任状」、「相続関係説明図」を提出する必要があります。

借りる人 (耕作者、借受者)	ふりがな	かぶしきがいしゃ	だいひょうといしまいやく あさくら たろう
	氏名	株式会社いまばいファーム 代表取締役 朝倉 太郎	
	住所	〒 794-0101	今治市別宮町1丁目4番地1
		連絡が取れる電話番号	010-0000-0000

法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

必ず連絡可能な電話番号を記入してください。

下記農用地について、以下のとおり農地中間管理事業による農地貸借を申し出ます。

1 権利を設定する対象の農地

所在 (大字・字・地番)	現況 地目	面積 (m ²)	利用目的 (該当するものに○)	利用権の種類 (該当するものに☑)	1年あたりの 借賃料(円/kg)	設定年数 (原則5年以上)
別宮町9丁目00-0	田	1,000	田・畑・樹園地	<input checked="" type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	10
別宮町9丁目00-0	畑	1,500のうち 800	田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	5,000 円	10
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	
			田・畑・樹園地	<input type="checkbox"/> 使用貸借(無償) <input type="checkbox"/> 賃貸借(金納・物納)	円	

利用目的を○で囲んでください

お金の支払いが発生しない場合は「使用貸借」にチェックをしてください。
 お金の支払いが発生する場合は、「賃貸借」にチェックをし、1筆ごとに1年あたりの借賃料に料金を記入してください。

原則5年以上
1~4年の場合は注意事項にあるように、提出前に農地中間管理機構と協議をしてください。

物納(例:米30kg)の場合は別途書類が必要なので、農業委員会事務局(Tel:0898-36-1591)までご相談ください。

注意事項

- ・設定年数が1~4年の場合は、提出前に農地中間管理機構(Tel:089-945-1542)と協議をしてください。
- ・事前申出書の受付から権利設定までの手続きには3~4か月程度かかります。そのため、希望する存続期間にならない場合がありますので、ご了承ください。農地の貸し借りが始められるのは申出書に不備がない状態になってから3~4か月後の1日が原則始期となります。ただし、農地中間管理機構の処理により、11日または21日になる場合があります。
- ・物納の場合、「物納による賃料等譲渡合意書」及び「物納による賃料等譲渡承諾書」が必要になります。

2 権利を設定する農地の権利者（共有名義人、相続人等）

※登記名義人が代表者単独の場合は不要。

氏名	続柄	住所	電話番号
今治 花子	妻	今治市別宮町1丁目4番地1	090-0000-0000
伊予 正子	長女	今治市別宮町1丁目4番地1	090-0000-0000
原則農地の権利関係者を全員記入してください(代表者を除く)。 未相続の場合は別様式の「相続人代表者届出書」、「委任状」及び「相続関係説明図」の提出が必要です。			

※権利関係者（共有名義人、相続人等）を全員記入してください。原則権利関係者全員の同意が必要です。

※権利関係者（共有名義人、相続人等）の持分の半分を超える同意があれば農地貸借の申出は可能です。

※続柄については、共有名義なら代表者との続柄を、未相続なら故人との続柄を記入してください。

※未相続の場合は別様式の「相続人代表者届出書」、「委任状」及び「相続関係説明図」の提出が必要です。

3 確認事項

- この事前申出書は契約を締結するものではなく、提出していただいた事前申出書を基に今治市農業委員会が農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）の原案を作成します。その内容を農地貸付者及び農地借受者が確認及び押印した上で、提出していただきます。

ただし、農地貸付者及び農地借受者が促進計画案の確認を省略することに同意し、その計画案を承認する場合、権利設定の当事者の意向が明確であるものとして促進計画案の押印を省略することができます。

- 相続登記の状態によっては、手続きに時間がかかる場合や農地中間管理事業を活用（契約）できない場合がありますのでご了承ください。

4 促進計画案の確認について

今治市農業委員会が作成する促進計画案の確認を省略することに同意し、その計画案を承認する場合は、農地貸付者及び農地借受者が自署・押印をしてください（スタンプ印不可）。

ただし法人の場合、社名等は記名（パソコンでの打ち込み、ゴム印等）でも構いませんが、押印は社印または代表者印を押してください。

次の者は、今治市農業委員が作成する促進計画案の確認を省略することに同意の上、その促進計画案の内容を承認します。

基本的に手書きですが、法人の場合記名(ゴム印等)も可能です。	農地貸付者（代表者）	今治 太郎	印
	農地借受者	株式会社いまばりファーム 代表取締役 朝倉 太郎	印

法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。